

Info 1

市役所駐車場が一部使用できなくなります 市役所北館解体工事

老朽化した市役所北館の解体工事を実施します。工事期間中は、建物周辺がバリケードで囲われ、本庁舎駐車場の一部が使用できなくなったり、堀之内体育館の玄関付近が狭くなったりします。市役所や堀之内体育館を利用する皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 防災強靱化室防災強靱化係 (☎35-0962)



■工事予定期間

6月～11月頃

※工事の進捗状況により前後する場合があります。

工事期間中も堀之内体育館へは通常どおり入ることができますが、体育館の正面入り口と北館の間の通路が狭くなりますのでご注意ください。



出典：
国土地理院
ウェブサイト

Info 2

新型コロナウイルス感染症の 5類感染症への移行について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から季節性インフルエンザなど同様の「5類感染症」になりました。医療機関の受診や行動制限などは、下記のとおりになります。

問い合わせ 健康づくり課成人保健係(プラザけやき内☎37-1112)



■外来医療費の自己負担

初診料以外に自己負担が発生します。

自己負担の区分	～5月7日	5月8日～
自己負担あり	初診料 他	初診料、検査料、処方箋料、薬局での基本料、入院医療費、入院食事代、新型コロナ治療薬以外の薬代
自己負担なし	検査料、処方箋料、薬局での基本料、新型コロナ治療に必要な全ての薬代 他	新型コロナ治療薬(ゾココバ、ラゲブリオなど)の薬代(9月末まで)

■外出自粛要請

患者本人や同居家族に対する外出自粛要請がなくなります。新型コロナウイルスに感染した場合の学校への登校や会社への出勤などは、学校や会社の指示に従ってください。

※新型コロナウイルスの感染力は変わりません。感染後しばらくの間は、外出時は人混みを避け、マスクの着用などにご協力ください。

■健康観察・療養支援

高齢者などへの保健所からの調査や健康観察の連絡はなくなります。また、外出自粛期間がなくなることから、食糧支援や宿泊療養施設での療養などの支援もなくなります。

■発熱時の受診先

発熱や咳などの症状で受診を希望する場合は、かかりつけ医に相談してください。かかりつけ医がない人は、静岡県のホームページ(下記)や発熱等受診相談センター(☎050-5371-0561)で受診可能な医療機関を確認してください。

